

会 議 録

会議名 (審議会等名)		平成25年度 第1回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)		こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課 (内線3442)		
開催日時		平成25年 8月26日(月) 9時30分～11時30分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	岡 留美 委員 篠木 満子 委員 高島 進子 委員 中谷 文恵 委員 西尾亜希子 委員 西谷 博美 委員 真鍋由美子 委員 宮坂満貴子 委員 山田 学 委員 和田 聡子 委員 (五十音順)		
	その他			
	事務局	こども家庭部長 中塚 一司 こども家庭室長 山元 昇 子育て・家庭支援課長 田淵 敏子 こども・若者政策課長 井口 俊也 同主査 鳥越 永都子 同主事 中村 陵 (指定管理者) 男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 マネージャー 藤森 啓子		
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合、その理由				
会議次第		<ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付 ・市長あいさつ ・委員紹介 ・正副会長選出 議題1 正副会長の選出 議題2 「川西市男女共同参画審議会会議公開制度」運用要綱及び傍聴要領について 議題3 川西市男女共同参画プラン後期実施計画の取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ① 平成24年度川西市男女共同参画プラン後期実施計画の進捗状況について ② 平成20年度～平成24年度「川西市男女共同参画プラン」の取り組み状況実績報告書について 議題4 第3次川西市男女共同参画プラン～男女の自律と平等をめざして～の概要について 議題5 平成25年度川西市男女共同参画プランの取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ① 庁内推進体制について ② 男女共同参画推進事業について ③ 男女共同参画センター事業について 議題6 その他 		
会議結果		別紙のとおり		

審 議 経 過

- ☆ 辞令交付（五十音順）
- ☆ 市長あいさつ
- ☆ 委員紹介・事務局紹介
- ☆ 正副会長選出（会長 高島進子氏、副会長 和田聡子氏）

会長あいさつ

【会長】高島でございます。私、兵庫県で20年以上男女共同参画の推進に誘われて携わってまいりましたが、自分自身としては当たり前のことをやっているつもりでしたし、当たり前のことをやっていけばいいんだなという感覚できましたけれど、その間、今、皆さま方から出されてきている色々な問題があるんだなということを自分自身で勉強しましたし、社会は大きく変わろうとしております。この時、ひとつひとつの問題にしっかり対応して、本当に男女共同参画、先ほど男女共同参画を男女平等というように言い換えられましたけど、私も男女平等の方がはっきりしていいんです、それを、男女平等社会を実現するために、この審議会を一生懸命頑張っていきたいと思いますので、皆さま方のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございました。それでは、和田副会長よろしくようお願いいたします。

副会長あいさつ

【副会長】どうも改めまして和田でございます。先程の自己紹介の方で色々述べさせていただきましたので、今回も引き続き高島先生を会長に皆さまと様々な形で議論させていただき、より素晴らしい川西の男女共同参画に向けて尽力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございました。それではここで大塩市長は他の公務の都合がございますので、退席させていただきます。

（市長退席）

【事務局】それではここからは高島会長に進行をお願いしたいと思います。高島会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】それでは議事を資料の順番にそって審議していきたいと思います。一番最初は『川西市男女共同参画審議会会議公開制度』運用要綱及び傍聴要領について」事務局の方からご説明していただきたいと思います。

【事務局】失礼します。会長から今ございましたように、資料1をご覧くださいませでしょうか。川西市男女共同参画審議会会議公開制度運用要綱の第3条、こども家庭部こども家庭室こども・若

者政策課（以下「事務局」という）がございますが、この4月の行政組織の再編整備により、こども部からこども家庭部へ変わっております。また、昨年まで市民生活部が所管でございましたが、所管の方もこども家庭部へ変わっておりますので、運用要綱につきましてはただいまのとおりこども家庭部こども家庭室こども・若者政策課に改正をさせていただきたいというのが1点でございます。もう1点は資料2をご覧くださいませでしょうか。こちらは川西市男女共同参画審議会の会議公開に係る傍聴要領でございます。従前の審議会の方でも承認いただいております、川西市参画と協働のまちづくり条例に基づきます会議の公開ということで、この審議会におきましても会議を公開するというので、承認いただければと思っております。以上で説明を終わります。

【会長】ありがとうございました。今の説明についてご質問はありますか。

（質問・意見なし）

【会長】ないようでしたら次に進ませていただきます。それでは第3番目の議題ですが、「平成24年度川西市男女共同参画プランの後期実施計画」の取り組みについて、この24年度というのが次の資料の4の中に含まれてくる部分もあり重複いたしますので、この資料4と合わせて説明していただくというふうな形で進めたいと思います。資料3は省略していただいてもいいかと思うんですけど、議題がたくさんありますし、今日は初めての会議で皆さんにもたくさんご発言願いたいので、資料4を中心に説明いただいて、これまでの経過について新しい委員の方にも認識していただきたいと思っております。事務局の方、説明をよろしくお願いします。

【事務局】それでは事務局の方から説明をさせていただきます。会長の方もおっしゃられましたので、資料4を中心に説明を進めさせていただきます。お手元の資料3が平成24年度分の川西市男女共同参画プラン後期実施計画の進捗状況調査の報告書で、説明させていただくものが資料4、こちらが後期実施計画の期間であります平成20年度から平成24年度までの5年間の進捗状況調査をまとめたものとなっております。こちらの後期実施計画の基本目標は6つに分かれておまして、基本目標の課題は全部で19ありまして、その課題ごとに具体的施策がございます。この具体的施策は161あるんですけども、複数所管にまたがるものも多くあるため、各所管からの回答項目数は全部で282ございます。後期実施計画の5年間でまとめている資料4で、今から説明をさせていただきます。まず、報告書の1ページをご覧くださいませよろしいでしょうか。初めに自己評価の数字について説明させていただきます。自己評価については、1から4まで各所管の方で自己評価をしていただいております、まず、1が後期実施計画の趣旨にそった事業展開ができた、続きまして2が事業展開がある程度できた、3aにつきましては事業展開ができなかったが、次年度以降は実現可能、3bについては事業展開ができなかった、今後も実現は相当困難、4はいずれにも該当しないその他となっております。ひとつひとつの項目につきましては、時間の関係上、ご説明できませんので、平成20年度から平成24年度までの全体的な評価をさせていただきたいと思っております。まず、平成20年度についてなんですけども、1は122事業、2は116事業、3aは26事業、3bは4事業、4は14事業となっております。1と2の合計は282事業中、約85%を占めています。5年後の平成24年度につきましては、1は142事業、2は111事業、3aは18事業、3bは5事業、4は6事業となっております。平成24年度では、1と2の合計は約90%となっております。1の事業展開ができた2のある程度できた項目は、平成20年度から平成24

年度にかけて15事業増え、約5%増加しております。ですので計画の趣旨にそった事業展開が概ね各所管できたと事務局としては考えております。それでは、後ろから3枚目の47ページをご覧ください。47ページ以降につきましては、具体的施策ごとに指標を設けている項目がございます。その項目の指標を平成20年度から平成24年度までまとめたものとなっております。各指標の単位は人数、パーセント、回数など様々あり、指標の増加が望ましいものもあれば、逆に減少した方が望ましいものもあるため、指標に関しましては全体的な評価が難しいので、いくつかピックアップして説明させていただきます。48ページの施策No.35の市の職員に占める女性職員の割合と市の管理職への女性の登用状況の割合ですが、いずれも平成20年度から平成24年度にかけて増加しております。また、最後の51ページの施策No.154の男女共同参画センターの登録グループの数を計上しているものですが、こちらにつきましても平成20年度から増加をしております。また、施策No.152の男女共同参画センターの講座等参加者数は一時減少しておりますが、指定管理者制度を導入いたしまして平成23年度より再び増加をしております。男女共同参画センターを利用させる方は年々増加傾向にあります。ですが、男女混合名簿の実施や男女共同参画センターを拠点とした市内各施設とのネットワーク化など、まだまだ課題は後期実施計画の中で残っております。課題につきましても今後第3次男女共同参画プランに基づき、引き続き関係所管と取り組みを続けていく必要があると考えております。説明は以上となります。

【会長】ありがとうございました。この資料についてご意見、ご質問でも結構ですのであればお願いします。

【委員】非常に細かくまとめていただいて各所管から自己評価を取って、鋭意取り組んでいただいているなと思っておりますが、どうしても取り組みにくいところは抜けてしまうのだなあと思います。自己評価を各所管がしていただいているんですが、自己評価を受けて担当所管としてどういう形で評価をしておられるのか、自己評価の仕方について思うところがあれば教えていただきたいのですが。

【事務局】実はこの自己評価ですが、まとめたのがつい先日でございます。正直、内部でのつめができていないのが現状でございます。新しいプランが今年度から始まっておりますので、しばらくお時間をいただいて次回の審議会で報告できたらと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【委員】本当に多岐にわたる項目がありますし、直接的に男女共同参画を進める部分、それをサポートする部分、潜在的な課題を解決する部分に分けてしておられるんだと思いますけれど、評価の在り方、評価の項目についても精査していただいて、やはり直接的に進められる部分、サポートする部分、潜在的な解決の部分というのがバランスよく混在してもらえるように、必要なものは増やし、いらぬものは減らしというふうに、なかなか自己評価はそれなりにしてるようなんですけども、そもそもの目標値の設定がどうなのかというところも含めて検討していただけたらなと思います。

【事務局】いただきました意見を十分に生かしていきたいと思っております。

【委員】見せていただきましたが、今おっしゃっているようにまだ検討されていない内容について、

各所管が男女共同参画という視点をどういうふうに捉えているのか、非常にバラつきがあると思います。自己評価なので、あまり達成できていないにもかかわらず1を付けていたり、この程度ですという内容についての評価だったりというところもあります。また、行われた事業展開が男女共同参画の意義を捉えて事業をしているのか、非常に疑問です。と申しますのは、国際交流の部分についてはそういうイベントを行っただけで評価しておられると思うんですね。国際間の男女共同参画の意識についてまたは内容についてそのような啓発を行っていかれたのか、先ほど和田先生がおっしゃられたように、例えばフランスではどういった取り組みをしているのか、東南アジアではどんなふうな状況なのか、そういう部分に踏み込んだ国際交流をしてもらいたいと思うのですが、そういうことが全然現れていない。その辺りについてこの所管として、どのように担当所管に対してお話をされていくのか聞かせていただきたいのですが。

【事務局】ご指摘いただきましたように、たしかに事業を実施することが目的ではなく、事業を実施した結果、男女共同参画社会の実現にどの程度近づいたかということが一番肝要なことだと考えております。そういうこともありますので、「第3次男女共同参画プラン」につきましても、事業につきましても計上させていただいておりますが、さらにそれを評価する指標を33計上させていただきまして、そういった視点で男女共同参画社会の実現に向けて、どの程度進捗されているのかということ指標を通じて評価していこうという取り組みを行っているところでございます。

【委員】二つ質問がございまして、まず資料4の1ページの一番下の所管が学校教育課のところですが、男女混合名簿の導入がまだできていないところが中学校で2校あると。これは随分と長い間この状態が続いているかと思うんですが、こちらの事業展開ができなかった理由を見ますと、地域性を考慮しながら導入の働きかけをしていくとありますので、なぜ、地域性と関係あるのかなという気がします。今の時代、私が教えている大学の18歳～22歳の学生でも、ほとんどが中学でも男女混合名簿を経験しています。にもかかわらず、この状態が長い間続いているのは何か特別な理由があるかということ伺いたいのが一つです。

もう一つですが資料4の51ページ、先ほどご説明いただきました施策番号154ですが、男女共同参画センターの登録グループ数ですが、平成20年度から比べますと、20年度以降数が上がってそしてちょっと落ち込んで、だけど20年度より数は増えているというご説明でしたが、登録グループの高齢化が進んでいないのかどうか関心がありまして。というのは以前、大阪のドーンセンターにまいりまして、このような登録グループの方が集まる講座があったのですが、ものすごく高齢化が顕著だという印象を受けました。そうしますと、数がまた戻すぼみになっていくのかなという不安もありますし、三井さんがやっておられるセンターの講座の内容についても若い方を取り込むようなものを展開することが必要になってくるのかと思いますが、その高齢化の問題についてそのような傾向が見られるのかご意見を伺いたいと思います。

【委員】今の質問と関連してセンターのグループ数で、現在のセンターの利用者の年齢層が分かりましたら、お願いいたします。

【委員長】それでは、まず、事務局の方から一つ目の質問についてお願いします。

【事務局】一つ目の質問の男女混合名簿の取り組みについてですが、この部分については前プラン

の時からこの2校が実施できていないのですが、担当課としましては教育委員会を通じて未実施の学校の校長先生に実施依頼をしているのですが、まだ、実施されていないという状況です。なぜ、出来ないのかということをお聞きしますと学校では地域等との調整が整っていないとか実施できる環境が整うまで待つて欲しいというご意見しかお聞きできていないのが実情でございます。しかし、第3次のプランの中には評価指標33項目の一つに掲げており、男女共同参画を進めるには大きな部分だと認識しておりますので、改めて教育委員会を通じて導入を図っていただくようお願いをしたいと思っております。

【事務局】まず、グループ数の変移とその年齢層ですが、私どもが指定管理者として携わらせていただくようになったのは平成22年度になってからです。どこの男女共同参画センターもそのような傾向があると思いますが、川西市の男女共同参画センターも市民活動センターと併設になっていることもあり、純然たる男女共同参画を目指そうということを掲げて活動されるグループもありますが、趣味とかそういう活動だけしたいというグループも少なくないのが実情です。そんな中で私たちは年に1回説明会と登録の更新をする機会がありますので、それぞれのグループにとって本当に男女共同参画が意識されているのか、更新の時の説明会で確認させていただき、そのグループが男女共同参画に基いた活動をしている場合に男女共同参画センターに登録というようにしていきたいと思っております。市民活動センターに登録する場合もそういう意識を持って活動してくださいと説明しています。グループ数は49、46、47と年々推移していますが、そのグループは本当にそのような意識を持って活動していると思えます。

一方、高齢化の問題ですが、センターを利用している年代層は女性なら30代、40代、50代以降ですが、なかなか30代、40代の方は育児中で大変な部分がございます。それから男性も仕事をリタイヤされたぐらいの60代、70代の方が多いのが現実ですが、センターとしても若い方をどう取り込んでいくか、例えば今年度も実施しますが、得意技を生かしたようなプチ起業講座や、就労支援も従来型の就労支援ではなく、自ら業を起こすように継続的な相談サポートを含めて講座をしていることで、そういう講座を受講されたあと、自主グループが立ち上がることもあります。それは毎年3つ4つぐらい増えてきておりますので、そういうことで40代を核とした活動者のグループは実質的に増えてきていると思えます。

利用者の年齢層ですが、センターとして利用グループの年齢の調査は行っておりません。利用登録グループが全体で約100ありますが、それ以外に一般利用や利用登録でなく、本を読みに来たりする利用者もたくさんおられますので、年齢を因るのは難しいところがあります。これは主観的な印象ですが、プレイルームに来られる30代の女性が増えてきているのは確かです。後でもご説明しますが、プレイルームを講座やグループ利用がない時に一般開放をしますが、その時もたくさん来られます。また、プレイルームを使って活動されるグループがどんどん増えておりまして、一般利用ができなくなるくらいプレイルームは今年度になって稼働しております。

【会長】ありがとうございます。他にありますでしょうか。

評価は非常に難しいと思えますが、項目が非常にたくさんありますよね。各課なりに取り組む課題・事業に対して優先順位を付けるとその事業に対する意識をはっきりと自覚することになりますから、そのような形でこの評価表は年々改良されたらと良いと思う点があります。いくつかのご意見が出ましたけども、来年からと言わないでこれからその評価については各課と検討する機会を持たれて、そして本当のところどのような現状なのか、男女共同参画に対する意識がどのような

状況なのかを担当課で考えてくださったらと思います。

私からですが、平成25年度に川西市の審議会に女性が登用されている割合は川西市は現在25.5%ですが、県全体で審議会に女性が登用されている割合の平均は33%です。県の中では、尼崎がトップで、芦屋、宝塚、三田、伊丹と続き、全部阪神間ですね。次に小野、西宮、神戸、西脇、明石、川西市が出てきます。川西市は29市ある内で11番目です。阪神間では最下位に近いですね。後は淡路、丹波、播磨、と続きます。川西市だけの数字を見て、25.5%ですが、同じような性格の他の市との比較をして、もう少し数字を上げることにに対してポジティブアクションを考えなければいけないと思います。それは他の項目についても言えると思いますので、せっかく良いプランを作ったのですから、大いに生かしていく努力をしないといけないと全体として考えました。

次に進みたいと思います。議題4「第3次川西市男女共同参画プラン～男女の自律と平等をめざして～」の概要について、事務局から説明願います。

【事務局】では、議題4第3次川西市男女共同参画プラン～男女の自律と平等をめざして～の概要について、説明させていただきます。

広報4月号、男女共同参画特集をご覧くださいませ。2ページ目、3ページ目に概要が書かれていますので、見ていただけますか。このプランについて、第5期の審議会から継続して入っていただいている委員の皆様には、プランの策定に当たり審議会が6回、専門部会が3回と計9回の審議を開催し、このようなプランを作っていただきありがとうございました。今年度から新たに6名の委員が就任されておりますので、このプランについて簡単に説明させていただきます。

川西市では1993年に第1次の女性プランを策定して以来、2003年に第2次男女共同参画プランを策定しました。第2次プラン策定から9年を経過し、平成24年度に目標年度を迎えるにあたり、これまでの取り組みを継承しつつDV等の新たな課題に的確に対応するため、新たなプランを策定することとしました。この計画ですが、国の「男女共同参画基本法」に規定する「市町村男女共同参画計画」に該当するものであり、国の「第3次男女共同参画計画」、兵庫県の「男女共同参画社会づくり条例」、「新ひょうご男女共同参画プラン21」などの内容を踏まえて策定されたものです。また、この計画は「第5次川西市総合計画」の前期基本計画に基くものであり、人権行政推進プランや次世代育成支援対策行動計画など市が策定した他の計画との整合性を図りながら、横断的かつ総合的に推進するものとしています。この計画の推進にあたっては行政だけでなく、市民の皆様、企業、各種団体、市民グループなど、様々な主体が積極的かつ実質的な取り組みを進めることが大切だと思います。そのため、各主体に対してもこの計画の趣旨に基づく参画と協働を求めています。

概要版を見ていただきたいのですが、平成25年度から平成34年度の10年間の計画となっております。また、中間年にあたる平成29年度に見直しをする予定です。この計画の基本理念として、個人の尊厳を大切に、家庭・地域・職場の喜びと責任を男女ともに分かち合い、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現ということを掲げています。その基本理念を実現するための重点課題として、一つ目に男女の意識変革の促進、二つ目に男女共同参画の子育て・介護支援（男性職員の育児休業取得の推進などを含む）、三つ目に女性の就労支援（継続雇用の保障と非正規雇用の正規雇用化を含む）、四つ目に配偶者等からの暴力の根絶、五つ目に男女共同参画に関する条例の制定を定めています。また、3次プランからは33の評価指標を設定し、男女共同参画社会の実現がどのくらい進んでいるのか評価していこうとしています。

基本目標としてIからVIを設定し、基本目標Iとして、男女共同参画についての理解の促進を掲

げ、その基本課題として、1. 男女共同参画に関する広報・啓発活動のさらなる展開、2. 男女共同参画に関する教育の徹底を挙げています。また、その基本目標を達成するための評価指標として「男は仕事、女は家庭」という考えを持っている人の割合を指標に挙げています。平成23年度はプラン見直しのための意識調査をした時の数字ですが、女性は32.2%、男性は40.8%の方がそのような意識をお持ちです。それに対して、平成28年度を目標として女性は25%、男性は35%に変えていきたいという指標です。

基本目標Ⅱとして女性のエンパワーメントの推進を掲げ、その基本課題として3. 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進、4. 危機管理と国際的視点による男女共同参画の推進を挙げ、評価指標として審議会等への女性委員の登用率は平成24年7月現在では23.4%ですが、平成29年度には40%に上げていこうというものです。

基本目標Ⅲとして仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を掲げ、基本課題として5. 働く場における男女共同参画の促進、6. 男女ともに築くワーク・ライフ・バランスの推進を挙げ、評価指標として、ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容も知っている人の割合を平成23年度では14.6%ですが、目標の平成28年度では40%に上げていこうというものです。

基本目標Ⅳとして男女が安全で安心して暮らせる環境づくりを掲げ、基本課題7. 性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護、8. ライフステージに応じた健康づくりの支援、9. さまざまな暴力の根絶を挙げています。その評価指標として家族に中学生以下の子どもがいる市民の「子育てがしやすいと感じる」市民の割合を平成24年度の50.8%から目標の平成29年度では67%に上げていこうというものです。

基本目標Ⅴとして配偶者等からのあらゆる暴力（DV）の根絶（川西市配偶者等からの暴力対策基本計画）を掲げ、10. DV防止に向けた啓発・教育の徹底、11. 相談体制の整備、12. 被害者の安全確保、13. 被害者の自立支援、14. 推進体制の整備を基本課題としています。その評価指標として、DV被害者の割合を平成23年度の女性9.5%、男性0.7%から減少させることを目標としています。

基本目標Ⅵとして男女共同参画施策の推進と進行管理を掲げ、基本課題として15. 男女共同参画の施策推進体制の強化、16. 市民参画の体制整備を挙げています。その評価指標として、パレットかわにし（川西市男女共同参画センター）をよく知っている人の割合を平成23年度の女性20.5%、男性10.2%から目標の平成28年度には女性70%、男性50%に上げていきたいとしています。

次に、プランの13ページを開けていただけますか。今、説明したところがA3版で書かれてあり、左から基本理念、基本目標、基本課題までは今ご説明しましたが、その基本課題の下に施策の方向がそれぞれの課題に対し2～4つの方向を示しております。また、その下に具体的施策が決められております。具体的には、19ページをご覧くださいますと、基本目標Ⅰ男女共同参画についての理解の促進、基本課題として1. 男女共同参画に関する広報・啓発活動のさらなる展開、施策の方向として、男女共同参画に関する意識啓発の推進、その具体的施策として、1. 固定的な性別役割意識を解消するため講座や講演会を開催します、という形で、基本目標、基本課題、施策の方向、具体的施策という形でご覧いただくことができます。それぞれのページに記載しておりますので、また、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上で簡単ではございますが、第3次川西市男女共同参画プランの説明とさせていただきます。

【会長】 今の説明について、これから10年の計画ですので質問、ご意見等出していただきたいの

ですが。

【委員】DVの相談に関してお尋ねしたいのですが、私自身川西市の弁護士相談に一昨年に関わっており、その時の印象で、他の市でも経験があるのですが、その時も保護命令をとるような弁護士が聞くことに意味がある重い相談がありました。その後お聞きしたら、弁護士相談を年に1回行っています、ということでした。私も所属している兵庫県の弁護士会の方に弁護士を派遣してくださいと要請がきているんですが、どのくらいの頻度で弁護士がそのような相談を受けているのか、今後、増やすことを考えているのか、実際にカウンセラーの方がされている相談があるので、誰もしていないということではないと思いますが、利用者がどの程度いて、どの程度の需要を考えておられるのか教えていただきたいのですが。

【事務局】DVの相談について、平成25年度からは、子育て・家庭支援課が一元化して受けることとなりました。それ以前も18歳以下の子どもさんがいる場合はDVの相談も当課の方で対応しておりました。以前担当しておりました所管の方では、女性のための相談ということで、11月に女性に対する暴力を無くす運動が一週間の期間があるということで、それに合わせて主にDVのための相談を行っていましたが、本年度も5枠、5人を予定しております。

【事務局】センターの方でも年に1回は必ず、離婚やDVに関する講座で弁護士の先生にお越しいただいて、ここ3年間は11月に役所の方で弁護士相談をするので時期をはずして、3月に行っています。また、法テラスなどの詳しいパンフレットを取り寄せてそのようなコーナーを設けて相談に来られる方が通られるところに置いているような工夫をしています。女性のための相談においても、そのような情報があれば繋いでいくようにしています。

【事務局】先程のご質問の中で回答させていただいていない部分があったのですが、言われたように、弁護士の方の専門的なアドバイスをいただくようなケースも増えています。当課では母子自立支援員、家庭児童相談員が兼務で、嘱託職員が5名おりますので、相談と支援策の対応させていただいておりますが、弁護士さんへの専門的な特別相談として県の方が弁護士さんをそれぞれの地域毎に派遣していただくことがありますので、それを活用させていただくことはありましたが、ここ数年はそこまではいならず、県の女性センター等の助言をいただいて実際の支援をして相談の対応をしている状況です。

【委員】子育て・家庭支援課の方で母子の自立支援の一環としてDVの相談も受けておられるということですが、近年、特に高齢者のDV相談が増えています。私に相談に来られる方にもさまざまじいDVを受けていても世代的な問題もあり、恥と考えると怪我をしても死ぬ直前までいきながらどこにも相談できないという状況も見られます。所管の方も見せていただくと、そのようなDVについても人権担当ではなく、子育て・家庭支援課の方で相談に当たられるということですか。

【事務局】言われますように、高齢者の方のDVの相談、対応も多く、一時保護ということで対応もしております。よく連絡をいただくのは、近所の方や知り合いの方が見るに見かねてということもありますが、最近のご本人からDVを受けているという申し入れもあります。そのように対応

はしておりますが、年齢が上がっていくと認知症が入っていることも見受けられ、そのような時は高齢者の所管課の方に繋いだり、一緒に対応、支援をしています。

【委員】高齢者のDVについては、夫が認知症になり、前頭側頭型認知症などは常道の部分で退行していく場合などもあります。長い間夫婦生活で引っ張ってこられたものが更に加速するような状況もあり、そのような場合、弁護士さんに入っただき、別居、あるいはその時点で離婚ということになっていくのですが、そこまで自分の力では思い切れないということもあると思うのですが、そのような場合の支援もあるのでしょうか。

【事務局】私どもにそのような事案が入れば、必ず高齢者の所管の方と、一時保護が必要なのかまず検討し、身の安全を確保し、それから後どのようにしていけばいいのかを専門家の知識、アドバイスをいただきます。今の所、弁護士さんに直接相談ということはないので、安全な場所に身を置いてもらい、その後にご夫婦関係の相談についてその所管に引き継いでいきますので、その後どのようにしていくのかその都度関わっているわけではないので弁護士さんへの相談などは確認しておりません。

【事務局】若干補則させていただきますと、虐待防止関係の法整備の関係ですが、児童に関するもの、高齢者に関するもの、障がい者に関するもの、3つの法体系があります。児童に関するものについては私ども、こども家庭部で所管しており、高齢、障がいに関するものについては健康福祉部の方ですので、それぞれの所管で法令等に基づき、例えば地域包括支援センターで対応させていただいている現状もあります。配偶者暴力防止法関係に関しては本年度から所管が一本化され、私どもで対応しておりますが、利用される市民の方からすれば、どこの所管かということで戸惑われることもあると思います。まずは相談を受けた所管が事情をしっかりと聞かせていただき、違うところが所管の場合は適切に紹介したり、共同で対応することとしています。

【会長】子ども、人権、福祉、それぞれの担当所管が日頃から連携することが大切かと思えます。

次に進みたいと思います。議題5平成25年度川西市男女共同参画プランの取り組みについて、庁内の推進体制と男女共同参画推進事業について、事務局とセンターから要約して説明をお願いします。

【事務局】それでは、平成25年度川西市男女共同参画プランの取り組みについての①番目、「庁内推進体制」について、資料にしたがいましてご説明申し上げます。まず、資料5をご覧ください。平成25年度男女共同参画における庁内推進体制の資料でございます。平成15年度に男女共同参画プランがスタートしてから、庁内の推進体制として、市長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、全庁横断的に、男女共同参画プランの効果的な推進を図ってまいりました。本年度からスタートした第3次川西市男女共同参画プランにおきましても、引き続き、大塩市長を本部長として、特別職、部長級職員等で構成する男女共同参画推進本部を設置しております。また、その下部組織といたしまして、こども家庭部長を幹事長に、関連所管及び各部庶務担当の課長級職員等で構成される男女共同参画推進本部幹事会を設置しております。それぞれの会の役割については記載されている通りですので、ご確認をお願いいたします。

資料6と資料7につきましては、推進本部員の名簿、幹事会幹事の名簿を参考までに掲載させて

いただいております。

次に、重点施策推進部会につきましてご説明をさせていただきます。資料8をご覧ください。重点施策推進部会として、「市政に関わる意思決定、方針決定における女性のさらなる参画促進」を行なう「審議会女性委員登用促進部会」を設置しております。次に「男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実」を行なう「生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進部会」を設置します。そして3番目として、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を行なう「女性に対する暴力対策部会」を今年度におきましても設置して、取り組みを進めてまいります。

続きまして、平成25年度の男女共同参画推進事業についてご説明申し上げます。資料9-①をご覧くださいでしょうか。

まず一つ目、25年度の男女共同参画施策推進体制についてでございますが、男女共同参画審議会につきましては今年度本日を含めまして2回の開催を予定しております。また、男女共同参画推進本部会及び男女共同参画推進幹事会につきましては、本審議会終了後、平成25年度の推進方針について決定するためにそれぞれ開催する予定です。

二つ目、男女共同参画プランの推進についてですが、まず、審議会女性委員登用促進部会につきましては、昨年度に引き続き、目標達成に向けて、審議会事務局へ認識の強化などを行ないたいと思っています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進部会につきましては、職員の意識向上を図るため、全職員を対象にした研修会を実施します。また、市内事業者や市民等を対象に仕事と生活の調和を推進するための研修会を今年度より新たに開催する予定です。時期が合いましたら、次回の商工会の労政ニュースに載せていただくように要望したいと考えております。

女性に対する暴力対策部会につきましては、本年度より、子育て・家庭支援課が担当しておりますが、DV被害者支援ネットワーク会議を開催しますとともに、市職員、教職員、民生児童委員、社会福祉協議会職員等を対象にDV等虐待関連機関担当員研修会を実施します。

また、「広報かわにし」男女共同参画特集号につきましては、11月号に「防災における男女共同参画」をテーマとした記事を掲載する予定です。

男女共同参画社会の実現をめざす活動助成金事業につきましては、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて活動している、または、活動しようとしている市民グループが行なう啓発活動、調査研究などの事業を支援するものでして、今年度は、6月に2団体の募集をかけましたところ、1団体の応募がありました。6月28日に選考プレゼンテーションを実施したのですが、この時は高島先生に選考委員長をお願いしまして、厳正な審査を行なっていただきました結果、事業名「子育て支援のボランティア育成事業」、グループ名いないいないばあさん、このグループは15年間にわたり絵本を活用した子育て支援活動を積み重ねてきましたが、これから男性の積極的な参加を促して公開講座を実施するという想いを形にしていかれるということになります。

また、人材育成事業につきましては、シンポジウム等を企画運営する男女共同参画市民企画員を募集し、男女共同参画社会に精通した人材育成を図ることを目的に実施することにしてあります。6月に8人程度ということで募集しましたところ、2人の応募がありました。8月15日に第1回目の会議を行い、これからシンポジウム等の企画をしていただく予定です。また、応募人数が少なかったので、今後も協力いただける方の参加を募り、実りある企画を実施したいと思います。

また、先程から議題にありますように、子育て・家庭支援課が、DV被害者支援に向けた法律相談等についても実施していこうと考えております。

次ページ9-②については、それぞれの事業のスケジュールを記載しております。以上で、平成25年度 男女共同参画推進事業の説明を終わらせていただきます。③の男女共同参画センター事業につきましては、三井センター長の方からご説明させていただきます。

【事務局】失礼いたします。時間も限られておりますので、簡単に説明させていただきたいと思えます。ちょっと小さな字になりますが、資料10の方をご覧くださいませでしょうか。同時に資料11は講座の企画書のようなものになっております。それと先程の新しいプランが載っていました広報誌と一緒に綴じてあったところには、去年の分を含めてチラシ等をつけておりますので、一緒に参考にさせていただければと思えます。

そうしましたら資料10ですが、これが年間の大まかな事業運営スケジュールとなっております。何度も申し上げておりますが、センターは男女共同参画センターと市民活動センターが併設でございますので、両事業を同等にやっていく必要がございます。また、併設されているメリットを最大限に生かしたいと思っておりますので、市民活動分野の事業であっても男女共同参画の意識を含めながら運営しております。4月から7月までは、6月に年1回の周年事業をずっと準備しておりますが、今年度も11周年フェスタというものがございましたので、そちらに結構ウェイトがかかっておりました。このフェスタについては、今は利用者自治といえますか、センターはあくまで事務局に徹しまして利用者の方たちが実行委員長も何もなく、部会もないんですが、本当に皆さんが助け合って自分たちのセンター、そしてたくさんの方に来ていただきたいという思いで実施されています。そういう形を黒子のように支える事務局は、サポートしながらも表に出ないということで一生懸命やってまいりましたので、6月7月はフェスタ関連になりました。8月以降と今月末も今週ですけども、先ほど申し上げました再就職・再就労支援は若い方を巻き込み、そしてその後のセンター利用を図ったものでして、3回シリーズでやってまいります。その後、一番下が男女共同参画センターの欄になりますが、かなりのボリュームで年度後半から来年にかけてそれぞれのプランの施策を上手に込めながら本当の意味での男女共同参画センターらしい利用者が増えていく試みをしようと思っております。また、すべてのチラシなどについては、審議会の皆さまにもお配りできるよういつも常時置いておきますので、次の機会にお渡しできるかと思っております。継続している通年の部分については、この表の一番下のところに女性のための相談、女性のための出前チャレンジ相談、これは県から月1回相談員さんに来ていただいています。保育つきゆったりタイム、おはなしゆめじかんは実施して下さっているボランティア団体が、今回助成金を申請してさらに活動をエンパワーしようとしておられます。プレイルームの開放、諸グループのグループ運営についてのサポートも市民活動的なサポートで行っております。以上、簡略ですが説明させていただきました。

【会長】ありがとうございます。今、行政からこういうことに力を入れますということと、センターから事業内容についてご説明いただきました。ご覧になられて色んな意見を出していただければと思えます。まず最初にお話になってらっしゃらない委員の方を先にお願ひしたいと思います。

【委員】はい。男女共同参画という言葉自体がお話いただいた時に何かということがわかっていませんでした。もっとわかりやすい言葉がないのかしらと思えました。

【会長】そうですね。

【委員】普段、全然そういうことに携わってませんので、本当に普通の主婦ですから、この言葉自体が何かとっつきにくくて、まあそんなこと載ってたなあと思うだけで、書いてあったって読もうともしませんし。

【会長】1990年代から使っているんですが。まだそれは広がる余地があると思います。

【委員】全くないと私は思います。私は村の農家で生きてますのでね。周りを見回しても全然そんな言葉を理解している方は…。

【会長】でもこれを機会に考えていただければと。

【委員】そうしますが、もうちょっといい言葉、わかりやすい言葉ってないんですか。議論の内容が違うかもしれませんがそこがとっつきにくいですね。

【会長】みんなで新しい言葉に変えられるようなものがあれば、それを見つけていけばいいと思います。

【委員】センターも前は通っているけども、身近にはありません。

【会長】一生懸命なさってるから、1回扉を開けてみてください。

【委員】今日参加させていただいてちょっと知識を、内容までの意見はなかなか難しいですが。田舎に住んでいますので、もう男の社会です。

【会長】ずっと努力してこられた方々の力不足だったのかと。

【委員】いえいえ。失礼しました。

【会長】そうしましたら今日は唯一の男性委員の方にご意見をお願いします。ちょっと時間をとってもらって結構ですから。

【委員】いろいろ市の方からお聞かせいただきまして、予習はしてきたつもりですが、たくさん情報が入ってきまして、なかなか頭の中で整理するのが大変でしたが、先ほど委員の方からも話のありました男女混合名簿ですかね、2つの中学校でまだ実施されていないということにはっきり言って驚きました。現場におりましたら事情はわかるんですけども、分けていた方が事務的には非常に楽なんです。ですから私の勤めておりました学校も10年ほど前に男女混合名簿になりましたけども、その時も女子、学校では男子・女子と言っていますが、女子にはマルをつけて区別していました。体育とか健康診断とか男女別でないと困ることがあるんですね。そういう時には二重の名簿を作って対応しないとどうしてもできないという現場の声もひょっとしたらあるんじゃないかと思っています。

それからもう一点は一般論になるんですけども、学校では女子の方が元気です。男子よりもずっ

と元気なんです。学園祭をする時も、私がおりました頃はまだ最近ですけども、10年ほど前からは女子がリーダーになって男子がそれをサポートすると。生徒会の会長も女子がやっているとか。そういうことで女子がリーダーとして育っているんですけども、いざ社会に出てみるとやっぱりそうでもないんですね。だからやっぱりそのへんは、社会のどこかが歪んでいるところがあるんじゃないかと思えますので、行政の方でも頑張らないといけないと思えますし、行政だけではどうしようもない面も大いにあるんじゃないかと思えます。

もう一点は私自身のことですけども、娘の夫の様子を見ていましたら私の時代と随分変わったなあと。子育てにも協力的だし、家事にも協力的だなと。20数年前と大きく変わったなという風に思いますが、まだまだやっぱり女性の方が子育てとか家事には大きな負担がかかっていることも未だに事実だと思います。娘はかわいそうだなと思うこともありますけど。その点も含めてですね、いろいろと改善できるのであれば、行政の方でも頑張っていっていただきたいと思えますし、我々も意見を述べていきたいと思っています。以上です。一般論で申し訳ありません。

【会長】ありがとうございました。本当に今課題になっている問題ばかりご指摘いただいたと思います。では次の委員の方、お願いします。

【委員】私も気になっていたことを他の委員がおっしゃったんですが、中学校の名簿の件なんですけど、地域性が全く理解できないんですけども、こういうのを「あっそうですか」ってどうして受け入れてられるのか。それは男女共同参画に対する意識がちょっと足りないんじゃないかなと思います。市民、職員の意識向上のためにいろいろ研修会をすると書かれてますけども、このような最低限のこともできないような学校の校長先生及び教員には、男女共同参画の研修会が必要んじゃないかなと思います。私の子どもが私立に行ったので公立の学校は全く知らないんですけど、この市立ってというのは川西市立の中学校なんですか。

【事務局】そうです。

【委員】そしたら川西市の方針に従ってやっぱり運営されているんですよね。もちろん教育基本法があるでしょうけれども、どうしてできないのか示していただきたいです。教育というのはすごく大事なことですから、教育の場でこんな最低限のことができていないというのは、親としても税金払っている市民としても許せないと思います。校長の意見を聞いて「あっそうですか」で済まさずに、じゃあどういう風にされるんですかと校長先生や学校にこれからの計画を示していただきたいと思えます。教育の自主性もありますけど、当たり前的事に対して当たり前的事をしていただきたいというか、教育の現場にいらした委員が二重名簿を作ったりして大変だとおっしゃいましたけど、何でもないと思えます。

【会長】教育委員会は市長部局と組織が分かれているわけですよ。県の教育委員会でも県の意見をそのまま受け取る訳にはいかない。管轄が違うんですね、教育委員会は独立してるんです。ですから同じ市の中の教育委員会にそういう風にして欲しいとは言えるけど、やはり教育委員会は別の判断をする。教育委員会は県の場合でもそうですし、たかさんの市でそうですけど、男女共同参画という言葉を使わない。男女共生っていうんです。共生という言葉、共に生きるですね。共生っていう意味であれば、性別役割分業でもいいわけですね。ですからPTAの役員は男性ばかりです

よ。ほとんど女性が下働きしているのが現状です。兵庫県でもご存じかと思いますけども、小学校は女性の先生がほとんどですね。それなのに小学校で教頭以上の管理職は15.1%しかない。中学校では7.1%です。高等学校以上では、7.9%しかおられない。ですから毎朝朝礼台の上に立つのは、男性なんです。そしたら子どもたちはやっぱり校長先生になるのは男なんだというのが、すり込まれるわけです。これは50%50%というか、女性の比率に合わせて校長先生や教頭先生がいてほしいわけです。そういうところが解決しないといじめの問題も私は解決しないと思います。

田舎って言葉を先程使われたんですけど、1つの町の中で、今日では、田舎と都市部と交通の便からいってもそんなにあるわけではないと思うんですが。

【委員】住んでるとすごくあるんですよ。

【会長】結局文化の違いですね。意識が違ってくるというか。そういう問題が起こってくるんですね。文化の問題っていうのは見えませんから、なかなか大きな変革が難しい。

【委員】男女混合名簿を実施していない校長先生は男性ですか、女性ですか。

【事務局】男性です。

【委員】そうしたらやっぱり教育というか講座を受けていただくようお勧めして欲しいです。

【委員】ちょっとよろしいですか。川西市で昨年まで子どもの人権オンブズパーソンだった方と、知り合いなんです。そういう観点から学校問題について扱ってますよね、人権、男女平等、そういうことで外部組織から「こういうこと問題じゃないかと」石を投げるというのも一つの方法かもしれないなくて。せっかく川西市は先進的な子どもの人権のオンブズパーソンの制度があるわけなので、こういう話が問題という意見が先生出ていますよと個人的に繋ごうかなとは思ってます。

【会長】ありがとうございます。やってください。そういうことも必要です。いろいろな方法で気がついた人が意見を出していけばいいと思います。それでは、次の委員の方、お願いします。

【委員】はい。私は商工会女性部というのをずっとしてまして、その部の補佐というような感じなんです。教育の方は全くわかりませんし、こういう集まり自体あるのがわからなかったです。まあ勉強不足もありますけど、どうしても商売重点になりますので、ちょっと世界が違うかなと。

【会長】だけど、商工会は小さな企業から中企業まで、いろいろな企業が集まっていっしょの会ですよ。現代の日本の企業のあり方、働き方、男性の過重労働、労働環境、労働条件とかそういうところに男女共同参画を実現していくために、色々と県も市もそれに協力的な企業を表彰していくとか、そういうところの製品を調達するとか、そういう形で男女共同参画を広めていこうとしているわけですね。そういうことがもっと広く浸透していけば、男性の生き方も変わってくる。先程委員がおっしゃられたように男性の生き方を変えてあげないととてもじゃないけど男女共同参画は実現しません。そして女性も働きやすい。そういうことを商工会でも少しずつ考えていかないとけないと思います。

【委員】商工会は大体中小企業とか自営業の人が多いで、男の人が先に立ちますね。サラリーマンではないので仕事の時間とか休みとか今までは関係なかった。仕事するのが当たり前できていましたから。男だからどうか女だからどうかというのはなかったですね。

【会長】ご自身が働いてらっしゃるとそういう意識は持たれないかもしれない。ご自身が自立してお働きになっていたということも考えられますね。

私がいつも思うのは商工会でもJAでも女性会というのがあるんですね。これは男女共同参画へと、やがて発展的に解消されると思います。JAとか農村はまだ古いですとおっしゃいましたが、本当に女性の活躍を促進するというのを、今、首相は前面に出してやってらっしゃいますね。そういうことで世の中がちょっとぐらっと動くような動きになっています。それでJAも男性中心の社会だったのが、兵庫県のJAに14のグループがあるのですが、そのうち理事と呼ばれる女性役員が本当にごくわずかしかなかったのが、今年度15人増えたと聞きました。私は9月10日にそのJAの理事になられた新しい理事28人の方たちに男女共同参画の話をしに行くんですけど、それを頼まれた時は何から話したらいいかとちょっと考えました。初めての研修会ということでこれをきっかけにJAでも男女共同参画を推進していくとのことでした。

【委員】地域から理事を出してるんですけど、理事の出し方にも不満はありますね。全て男性ですね。

【会長】今、農業においても女性の方が就労している割合が高いんです。6割以上なんですね。男性の方が少ない。そして加工業とか文化活動とかまちづくりも女性が活躍しているんですね。それでやっと女性を活用しなければJAはつぶれてしまうという危機感を男性が持ちはじめた。時間がかかると思いますが、変化が起こる時っていうのは一気に起きると思うんですね。20数年やっていてそう思います。そういう時じゃないかって気がします。兵庫県は、毎年男女共同参画を推進してくださる方を増やすためにアドバイザーセミナー講座をしているんですが、この頃は40人の定員で半数近い方は男性です。前の席に座り質問も男性が多いです。昔は男性なんていなかったです、男女共同参画のことで。世の中変わったなと思います。だからそれに遅れないように。

【委員】男女共同参画はまずは女性から出たんですか。女性の方が多いんですか。

【会長】それは、今の社会が男性中心につくられてきたことが基本にあり、当然のことですが、国際的な運動の中で日本もそういうことを考えざるを得なくなってきたんですよ。今、女性の力が正当に評価され活用されている社会を国際的に比較してみたら、一つの例ですが、日本は世界で135か国中101位です。とても恥ずかしいことですね。国際社会の中で日本の政治家などは、ときにぼろっと女性差別になることを言います。それが本音なのですね。そして国際的に叩かれる。本当に国の恥だと思います。まあそういうことがなくなるようにもう少し男女平等の品格のある社会を作らなきゃいけないと思います。それは、社会のあり方の根底にある人々の意識・文化の問題です。男女共同参画の実現に根本的に関わることです。そんなことを考えていますから、今日は時間がなくなってしまいました。

【委員】すいません、最後に。品格が問題みたいに先生おっしゃいましたが、国の方の施策が変

わってくるというのは結局は経済政策ですね。女性の労働力を社会に出していかないと、経済が衰退していくという見通しを立てられたんだと思うんです。だから、女性進出のベースを広めていこうとしているんですけど、それが単なる経済政策になると、働きながらご飯を作り、子育てをするという風にずっとやってきたわけですよ。それがまた加速されても困るなあという思いはあります。だから、ことさら余計にこのことに取り組んでいかんといかんなど思っているんです。ぜひ、言葉は難しいかもしれないけど、結局は男女平等ということだと私は思っていますので。

【会長】いまだ女性が一人になっても生きていける、そういう環境では日本はないです。独りになったら現実に女性は悲惨なんですね。男女平等に人間の尊厳が守られているか、という意味で、女性の社会的、経済的自立が十分に養われにくい社会、社会がまだそういうことに積極的でない。男女共の人間の尊厳を公平に守るってことが、男女平等です。ですから「男女共同参画基本法」というのがありますけども、「ジェンダー・イクオリティ・ロー」なんですよ。ジェンダーは平等である、という法律です。ジェンダーというのは社会的に作られた女らしさとか男らしさ。だけどそれは今、性的マイノリティの問題で崩れていますよね。男と女っていう、理念的に考えられるものを作ったのは、これは文化ですね。でも実際にはその中間にいろんな形の性のあり方があるっていうのが、今見えてきました。他の国々は認め始めていますが、日本はまだ認めていない。そういう問題もあります。問題はいろいろ沸騰しています。

【委員】時間が押してる時に申し訳ないんですけど、資料9の1番。25年度男女共同参画推進事業ということで挙げていただいているんですけど、前の時に出させていただいた時も、大体こういう内容だったなと思いながら今読ませていただいていたんですけど、所管が変わられたということで、引き継がれていると思うんですけども、例えば裏面の活動助成金事業。大体応募に満たないか公募相当数の応募があるというのが前回もそうだったなと思います。それから人材育成事業をはじめられて、前回のイベントを見させていただいたんですけども、会場定員の1割程度の参加ということだったかなと思っています。人材育成の面からいうと一定の意義があるということだと思うんですけど、やはりやりがいとか先程皆さんおっしゃったようになかなか言葉が浸透しない、意識が浸透しない、施設所在が浸透しないということを考えると、ここで所管が変わられたのを機に一度総括をさせていただいて、新たな視点で踏み出していただくということも必要ではないかと思っておりますので、その点は要望としてお伝えできればと思います。

【会長】ありがとうございました。それでは進行を事務局の方へお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】本日は長時間にわたりまして非常に熱心に議論していただきまして、誠にありがとうございました。世の中の転換点であるのかということは、時代が経ちましたら明らかになってこようかと思っておりますけども、いずれにいたしましても男女共同参画社会の実現に向けまして精一杯頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞこれから2年間お力添えをいただきますようお願いいたします。それでは、これを持ちまして本日の川西市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。